



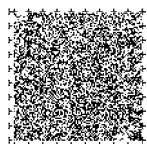
ハクビシン

都会に住む ハクビシン・アライグマの 被害対策について



※ 1

アライグマ



世田谷区

ハクビシンの特徴

「野生動物管理のためのフィールド調査法」
(京都大学学術出版会、2015年3月25日初版)

ジャコウネコ科の中型獣

スリムな体型
頭から尾の先まで
90～110cm

頭の真中に
白いすじ

頭骨が
平均5.5cm



ハクビシンの前足(左) 後足(右)

足が短い

前足・後足とも5本指

尾が長い

※2



※4



電線を渡るハクビシン

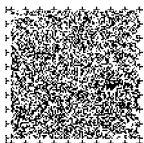
手のひらが平たく、柱や壁面を登ることができ、電線のような細いところを長いしっぽでバランスをとって渡ることができます。

寝ぐらは1つじゃない

巣というよりは寝ぐらを複数持って移動します。
大好きなびわやぎんなんの木の側に寝ぐらを作ろうとします。

頭が小さい獣

- ・ 全長1mを超える個体でも、頭骨が5.5cmしかないため、6cm程度の頭が入るくらいのすき間があれば、家屋に侵入、かんたんに入り込めてしまいます。
- ・ 木や電線を伝って屋根やベランダにフンをしていくことがあります。



ハクビシンによる被害例



ぶどうの被害 ※2

上からぶら下がり器用に口で包装を剥がして食べます。

天井裏にあったハクビシンの糞 ※1

天井裏に侵入し、特定の場所にフン(ためフン)をします。
天井が腐って抜けてしまうことがあります。



果物の木に登るハクビシン ※2

木登りが得意なため、果物の木に登ります。区内でも果実の被害相談が多数寄せられています。

アライグマの特徴



アライグマの被害特徴

- 犬や猫などペットのえさを奪うためにペットにおそいかかります。
- アライグマは鋭い爪を持っているため、爪で引っかけて穴を開けるなど家屋を破壊して侵入する恐れがあります。
- 雑食性で果樹や、小動物などを主に食べます。鯉や金魚が食べられたり傷つけられたりした場合は、アライグマかもしれません。

アライグマによる被害例



庭の鯉が
アライグマに食べられた ※1

ペットの被害相談も区に多数
寄せられています。

アライグマによる スイカの食べ跡 ※2

500円玉程度の穴を開け、
手を入れて中身を食べます。



アライグマによる建物の被害 ※3

ハクビシンと違い、家屋を一部壊して
中に侵入する恐れがあります。

世田谷区でもハクビシン・アライグマの相談が増加しています。

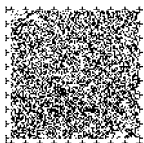
区民の皆さんの問合せをいくつかご紹介

- ① ベランダや屋根、庭にハクビシンのフンがいつもある。
- ② 家のブロック塀を歩いていたのを見た。
- ③ 夜中にアライグマと遭遇し、怖い思いをした。
- ④ アライグマにねこのえさを食べられ、ねこが怪我をした。

被害を受けないために

- ・ ハクビシンは同じところにフンを溜める習性があります。フンがあったら素手で触れないように掃除して消毒してください。
- ・ ハクビシンは約6cm程のすき間があれば侵入できます。家屋への侵入を防ぐために、縁の下や通風口、屋根と壁の間など、ハクビシンやアライグマが侵入できそうなすき間を塞ぐことが有効です。もし侵入されてしまった場合は、燻蒸、燻煙式の殺虫剤を焚くなど、動物や害虫を外に出してから速やかに侵入口を塞ぎましょう。
- ・ 建物に面した木の枝を切るなど、屋根に登りづらくするようにしてください。
- ・ 生ごみやペットが食べ残したエサ、庭木の果実をそのまま放置するのは止めましょう。

※2



5

果物や野菜は放置せず早めに収穫する

世田谷区の駆除事業

世田谷区では、要件に該当する場合、区から委託を受けた事業者が捕獲器を設置して、ハクビシン・アライグマを捕獲しています。詳細はお問い合わせいただくか、区のホームページをご覧ください。

「ハクビシンやアライグマを捕まえようとしないで！」

鳥獣保護法では、鳥獣の保護又は管理の目的で捕獲する場合、東京都知事の許可を受ける必要があります。許可のない捕獲や飼育はできません。

捕獲されたハクビシンとアライグマ



ハクビシン



アライグマ

6

ハクビシン・アライグマに関するご相談

◎環境政策部 環境保全課（令和3年5月 移転予定）

電話 03-5432-2274 Fax 03-5432-3062

◎各総合支所 地域振興課 計画・相談（世田谷は計画調整・相談）

世田谷 電話 03-5432-2818 Fax 03-5432-3031

北 沢 電話 03-5478-8038 Fax 03-5478-8004

玉 川 電話 03-3702-1134 Fax 03-3702-0942

砧 電話 03-3482-1324 Fax 03-3482-1655

烏 山 電話 03-3326-1207 Fax 03-3326-1050

動物由来感染症に関するお問い合わせ

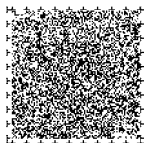
世田谷保健所 生活保健課 生活保健

電話 03-5432-2908 Fax 03-5432-3054

発行 世田谷区 環境政策部 環境保全課

東京都世田谷区世田谷4-21-27

令和2年10月



出展・写真イラスト提供

- ※1 東京都環境局
- ※2 農林水産省平成20年3月発行野生鳥獣防止マニュアルーハクビシンー
- ※3 関西野生生物研究所
- ※4 古谷益朗氏